

## 商慣習法 No.7 ACCC

某日系自動車メーカーは自社のホーム・ページの中で、販売中のある車種は全てのドアにパワー・ウィンドーが標準装備されている旨の広告を2001年の12月から2002年の10月まで実施しました。しかし、実際にはパワー・ウィンドーが装備されていたのは前部のドアのみで、後部のドアに装備されておりました。

2002年の2月にメーカーは問題に気が付きましたがホーム・ページを訂正致しませんでした。同年の9月には一般消費者からも苦情が寄せられました。

ACCCは翌年の3月にメーカーを査察した結果下記の処分を言い渡しました。

- \* ホーム・ページを6ヶ月毎に商慣習法に乗っ取り監査する事。
- \* その決果をACCCに報告する事。
- \* 車の購入者に賠償する事。

特記事項はACCCがこの自動車メーカーに対して弁護士によるAuditを義務付けた事でした。

企業ホーム・ページ及び企業広告の弁護士認証をご希望の方は下記までご連絡願います。

弁護士 堀江純一

(02) 92217555

[Legal.one@advantagepartnership.net](mailto:Legal.one@advantagepartnership.net)

[www.advantagepartnership.net](http://www.advantagepartnership.net)

オーストラリア国ニュー・サウス・ウェルズ州シドニー市

アドバンテージ・パートナーシップ法律事務所